

雇用関係助成金・奨励金を拡充しました

平成25年度補正予算及び平成26年度本予算の成立に伴い、「雇用関係助成金・奨励金」が拡充されることになりました。

改正の概要は下記のとおりです。事業主の皆様におかれましては、拡充された内容をご覧いただき、企業や地域の活性化に、助成金・奨励金をご活用いただきますようご案内します。

なお、ご利用にあたっては、支給要件がございます。詳しい要件などは、新潟労働局、ハローワークへお気軽にお問い合わせください。

主な拡充内容

【平成26年3月1日施行】

トライアル雇用奨励金

- ◆対象者要件を、①学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業についていない、②出産・育児等により離職し、安定した職業についていない期間が1年を超えている、などに拡充
- ◆ハローワークの紹介に加え、一定要件を備えた民間職業紹介事業者の紹介による雇用も対象

労働移動支援助成金

- ◆助成対象企業を中小企業だけでなく、大企業にも拡大
- ◆助成時期を、支援委託時と再就職実現時の2段階に拡充
- ◆再就職実現までの支援対象期間を延長し、再就職支援委託費用について助成割合を引き上げ
- ◆在職中に円滑な求職活動ができるよう、休暇を付与した場合の助成制度を創設
- ◆再就職援助計画の対象となった労働者などを雇い入れ、又は移籍を受け入れた事業主が、その労働者に対し、OJT又OFF-JT等の訓練を実施した場合に、その費用の一部を助成する制度を創設

キャリアアップ助成金

- ◆「正規等転換コース」、「短時間正社員コース」の助成額を引き上げ
- ◆「人材育成コース」の経費助成額の上限を引き上げ
- ◆「処遇改善コース」の対象要件緩和

キャリア形成促進助成金

- ◆「成長分野等人材育成コース」の助成対象を大企業にも拡大
- ◆「グローバル人材育成コース」の助成対象を大企業、訓練内容を海外で実施した訓練にも拡大
- ◆女性の活躍促進のための「育休中・復職後等能力アップコース」を創設
- ◆事業主団体などを対象とした「団体等実施型訓練」を創設

【平成26年4月1日施行(予定)】

高年齢者雇用安定助成金

- ◆一定要件を備えた民間職業紹介事業者に加え、ハローワークの紹介による再就職も対象
- ◆「高年齢者活用促進コース」について助成上限額を引き上げ

中小企業労働環境向上助成金

- ◆「個別中小企業助成コース」について、重点分野等の事業主が健康づくり制度を導入した場合も助成

建設労働者確保育成助成金

- ◆「認定訓練コース」の賃金助成額の拡充 など

キャリアアップ助成金

- ◆「有期実習型訓練」のうち、派遣先企業でのOJT実習について、訓練スキームを創設

※この他に「障害者関係助成金・奨励金」についても拡充されます。

